

受動喫煙防止に関するアンケートのお願い

「NPO 法人禁煙みやぎ」理事長 山本蒔子

仙台市議選候補者各位

仙台市議会議員立候補の皆様には、仙台市民の健康増進やそのための環境改善に対して熱意ある積極的取り組みをしていただいていることと拝察致します。

私たち「NPO 法人禁煙みやぎ」は、宮城県の医師、歯科医師、医療従事者や一般市民により構成され、タバコの害の啓発、防煙教育の実施や禁煙治療の普及などの禁煙推進活動を行っています。

このたび、候補者のすべての皆様に、仙台市の公共の場における「喫煙」についてのご意見をいただきたく、お願い致します。

お答えいただいた内容は全員分の回答内容を、変えることなく、「禁煙みやぎ」のホームページ上に公開し、仙台市民の皆様にパンフレットとしてご覧いただいたり、報道機関に情報提供する、ということを計画しておりますので、ご了承いただきますよう、宜しくお願ひ致します。

ご回答は、各質問の回答の番号に○印をつけていただき、ご芳名を記入いただいた上で、同封の封筒にてご返送下さい。

A. 改正健康増進法(以下、受動喫煙防止法とします)が 2020 年に全面的に施行されて、
仙台市における「望まれない受動喫煙の防止」は進んだと思いますか？

- ①全く進んでいない
- 2. 少し進んだが不十分
- 3. かなり進んだ
- 4. もう十分なほど進んだ

B. 仙台市における「望まれない受動喫煙の防止」が遅れていると考えるのはどんな点ですか(複数回答可)

- ①公共施設の建物内での喫煙
- 2. 公共交通機関での喫煙
- 3. 職場内での喫煙
- ④路上・公園での喫煙
- ⑤飲食店での喫煙
- 6. 遅れているところはない

C. 喫煙により、肺がんや脳卒中、虚血性心疾患などさまざまな病気のリスクが高くなることは明白で、厚生労働省も国民に健康のために禁煙を勧めていますが、地方行政として市民の健康のために禁煙を勧めるための方策として とくに重要と考える施策は何ですか(複数回答可)

- 1. たばこ代の値上げや販売の制限
- 2. 自治体による、個人に対する禁煙のための補助(禁煙外来の費用等)
- ③受動喫煙防止の法や条例による、公共の場所における禁煙の推進

(4) 禁煙を勧める広報などの配布

5. 加熱式電子タバコの推進

6. その他()

D. 喫煙所の設置が受動喫煙防止対策の一つとして提案されています。

「NPO 禁煙みやぎ」は、本来 完全な煙の遮断は困難であり、利用者が多いほど受動喫煙のリスクが高まること、内部環境は喫煙者にとって通常より高濃度の煙に暴露される可能性があり、喫煙者・非喫煙者両者にとって健康上の利益が得られるとはいえない、自治体としては設置すべきではないと考えています。

以下の考え方の中で賛成できるものはどれでしょうか(複数回答可)

1. 自治体としては設置しないことが望ましい

2. 喫煙する権利はもっと守られるべきで、喫煙所は自治体として積極的に設置すべきである

③ やむをえず設置するとしても、公的に設置する以上、年齢や人数の制限、周囲環境への影響の有無、などについて責任ある検証と管理を、自治体が責任をもって継続的に実施する必要がある

4. 多くの喫煙者が利用できるよう目立つところにあるとよい

5. 美観を損ねるものであり、設置するとしてもできるだけ目立たない場所にすべき

6. 日本たばこ産業が費用や運用について負担している事例も多いので、積極的に活用すべきである

7. 公的に設置する喫煙所に対して日本たばこ産業が費用や運用について負担することは、たばこ関連企業が企業イメージ向上や販売促進に関与することを厳しく規制する国際的条約(たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約:日本も批准している)に抵触すると考えられるので容認できない

⑧ その他(口喫煙所の設置の責任は事業者が負うものとするため、公の場所への設置も必要なうえ、Tobaccoとしてみるからではあるが、その際、受動喫煙は一切あきないからしていいふべき。)

E. 仙台市の勾当台公園では、2020年4月以来、多くの喫煙者が設置された灰皿の周囲で喫煙し、仙台市による「受動喫煙防止のための配慮を求める」活動によっても、十分な配慮が今も得られていない現状がありますが、今後適切と考えられる自治体としての対策はどれがよいでしょうか

① こどもや病気を持つ人も多く訪れる場所であるので、他の政令都市等でも行われているように、禁煙の重点地域とするなど喫煙を条例で規制するのがよい。必要があれば他の政令都市のように罰則規定も考慮する

2. 受動喫煙防止法は、屋外の喫煙に対する規定は、上記の「受動喫煙防止のための配慮を求める」であるので、これからも地道に「配慮を求める」ことは必要だが、あとは喫煙する市民の自覚にまつしかない

3. 公園においても、喫煙者の喫煙する権利は守られるべきなので、喫煙する場が明示されていれば、喫煙をしない人はその場を避けてもらうという配慮も必要である

4. 喫煙所の設置を、受動喫煙防止法(関連政令・省令を含む)の技術的基準および管理権原者の責務(利用者の人数・年齢の制限、喫煙所周囲の受動喫煙の防止等)にしたがって、設置するのがよい。適切に運用されているかの監視・検証も含めて 必要な費用には税を投入すればよい

5. その他()

☆ご回答いただいた候補者様のご芳名 八木山一樹

お世話になります。

第8回は、西川先生のか、7/28だったのが、今頃、回答とみられてしまひ、直近までつながりました。
みじかめ、西川先生です。